

厚生労働省
群馬労働局発表
令和4年6月27日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 吉永 宜司
地方労働衛生専門官 木村 正義
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」 7月は「重点取組期間」です

—7、8月は熱中症が多発。職場における熱中症予防対策の一層の推進をお願いします—

群馬労働局（局長 加藤博人）は、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、労働災害防止団体などと連携し令和4年5月から9月まで「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施中ですが、例年梅雨が明け夏本番を迎える時期となる7月を「重点取組期間」として一層の呼びかけを行います（資料1参照）。

1 热中症による労働災害は7、8月に多発

群馬県内における熱中症による労働災害は、平成29年から令和3年の5年間で76件発生していますが、その約9割が7、8月に発生しています（参考の記の1及び2「業種別、発生時期別発生状況」）。

2 热中症予防対策の徹底

職場における熱中症を予防するためには、単に個々の労働者に水分・塩分の摂取を呼びかけるだけでなく、労働衛生管理体制の確立、WBGT値（暑さ指数）の測定による低減、暑さへの順化、休憩場所の確保、日常の健康管理、発症に影響を及ぼす疾病を有する労働者への配慮などの対策を講じることが必要です（参考の記の3「職場における熱中症予防のポイント」）。

特に「重点取組期間」においては、水分、塩分を積極的に摂取するだけでなく、梅雨明け直後はWBGT値に応じて作業の中止・短縮・休憩時間の確保の一層の徹底、休憩中の状態の変化への注意、熱中症リスクが高まっていることを含め重点的に教育を実施等の取組が重要です（資料1裏面「重点取組期間」参照）。

【熱中症関係特集ページ】群馬労働局ホームページ「職場における熱中症予防対策」
https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen_nettyusyo.html

STOP ! 热中症 クールワークキャンペーン

— 热中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における热中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP ! 热中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での热中症予防に取り組みましょう！



労働災害防止キャラクター チューアイ カン吉

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

- 実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指數計 を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。 また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	通気性の良い 作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	発症時・緊急時の措置の確認と周知	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしづり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/> 通気性の良い服装等		
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後や夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/> プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかり取るようにしましょう。熱中症の具体的な症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようになります。	
<input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値の 低減対策 は実施されているか
<input type="checkbox"/> WBGT値に応じた 作業計画 となっているか
<input type="checkbox"/> 各作業者の 体調や暑熱順化の状況 に問題はないか
<input type="checkbox"/> 各作業者は 水分や塩分 をきちんと取っているか
<input type="checkbox"/> 作業の 中止や中断 をさせなくてよいか



□異常時の措置

- ～少しでも異変を感じたら～
- ・いつたん作業を離れ、休憩する
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化**にも注意し、**少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。**



職場における

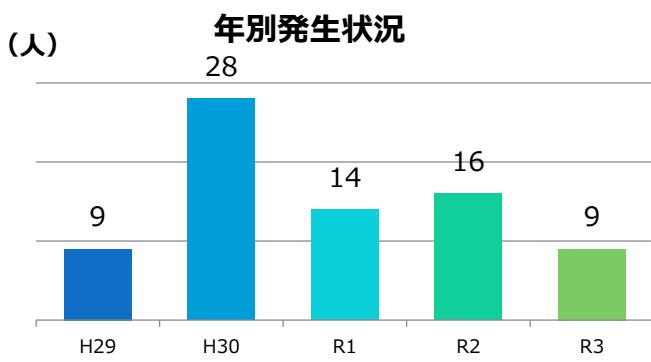
熱中症を防ごう!!



熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等のさまざまな症状が現れます。

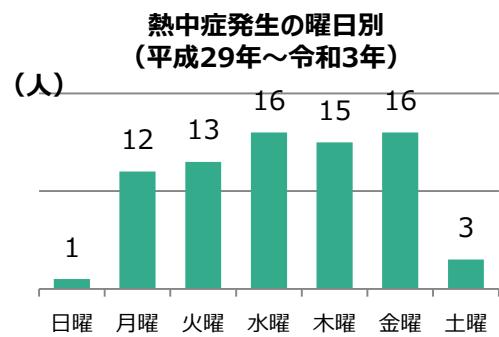
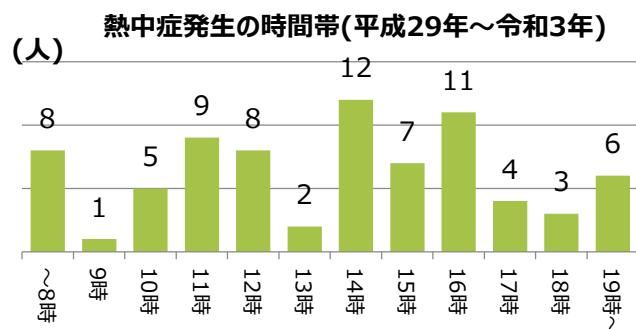
群馬労働局管内で休業4日以上となった熱中症による死傷者は、**製造業、建設業、運輸交通業**で多く発生しています。

5月から8月に発生し、**7月、8月**で多く発生しています（平成29年から令和3年の合計値）。



	5月	6月	7月	8月	9月	総計
製造業	1	1	8	12	1	23
建設業			5	5		10
運輸交通業		1	8	6	2	17
農林業			1	1		2
商業		1	2	5		8
保健衛生業		1				1
接客娯楽業			2	3		5
清掃と畜産		1		2		3
その他の事業			2	5		7
総計	1	5	28	39	3	76

熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度・風通し）・健康状態が影響します。また、熱中症は経験期間や年齢に関係なく発生しています。



経験期間別	年代	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代～	総計
1年以内		12	5	6	7	2	32
1年超3年以内		2	2	3	3	4	14
3年超5年以内		1	1			3	5
5年超10年以内		1	2	2	1	2	8
10年超30年以内				2	7	4	13
30年超					1	3	4
総計		16	10	13	19	18	76

(資料：労働者死傷病報告（平成29年～令和3年）)

熱中症の予防対策

「熱中症予防」と「新しい生活様式」を
両立させましょう

夏の「マスク着用」による熱中症を予防しましょう！

不織布マスク等の着用は、息苦しさや不快感のもととなるほか、円滑な作業や労働災害防止上必要なコミュニケーションに支障をきたすことも考えられます。

作業の種類、作業負荷、気象条件等に応じて飛沫飛散防止器具を選択するとともに、着用が必要と考えられる場面、周囲に人がいない等

不織布マスク等を外してもよい場面を明確にし、関係者に周知しましょう。



WBGT値(暑さ指数)の把握は熱中症予防の第一歩です！

JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したWBGT指數計を準備し、点検しましょう。

測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測したWBGT値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要です。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となるので確認しましょう。



作業環境管理

- ・WBGT基準値を超え、または超える恐れのある高温多湿作業場所には熱を遮る遮蔽物や、直射日光等を遮る簡易な屋根、適度な通風を行うための設備等を設けましょう
- ・休憩場所の整備を行いましょう



作業管理

- ・休憩時間の確保や熱への順化期間(暑熱順化)を設けましょう
- ・水分と塩分の摂取を指導しましょう
- ・通気性の良い服装等の着用や、身体を冷却する機能を持つ服の着用を検討しましょう
- ・プレクーリングを行い、休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう

健康管理

- ・健康診断結果に基づく対応を徹底しましょう
- ・高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、日常の健康管理について指導を行い、健康状態について確認しましょう

労働衛生教育

- ・作業の管理者向け及び労働者向けに労働衛生教育を実施しましょう

熱中症予防管理者等の業務

- ・高温多湿作業場所の作業中の巡回を頻繁に行いましょう

異常時の措置

- ・いったん作業を離れ、休憩しましょう
- ・症状に応じて救急隊を要請しましょう
- ・病院へ搬送されるまでは、一人きりにしてはいけません



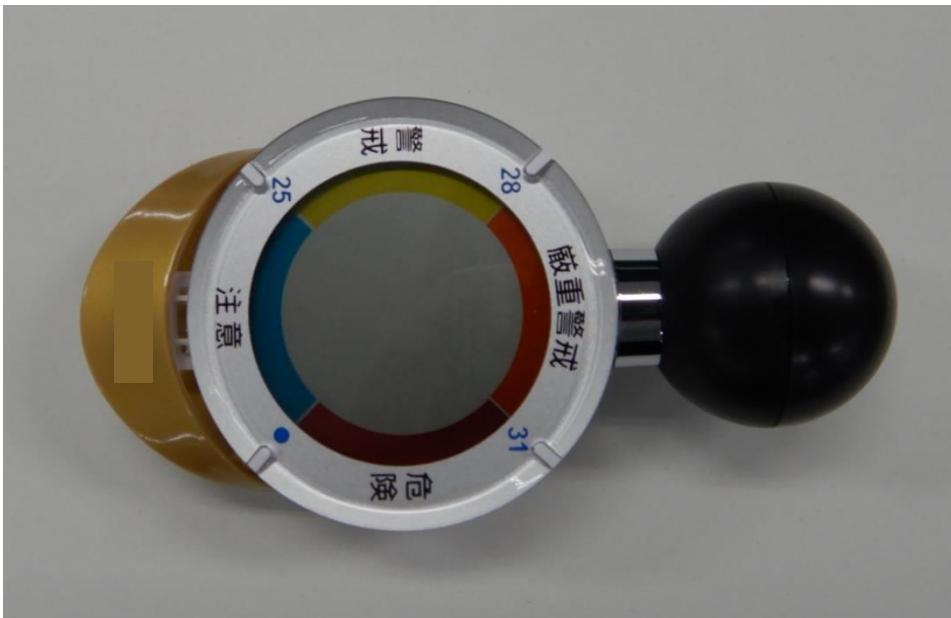
群馬労働局ホームページ「職場における熱中症予防対策」

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen_nettyusyo.html



(参考)

WBGT指數計



1 熱中症による労働災害発生状況

全国における職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 24～令和 3 年） (人)

24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年
440	530	423	464	462	544	1,178	829	959	561
(21)	(30)	(12)	(29)	(12)	(14)	(28)	(25)	(22)	(20)

() 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

群馬県における職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 24～令和 3 年） (人)

24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年
17	11	10	12	9	9	28	14	16	9
(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

() 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

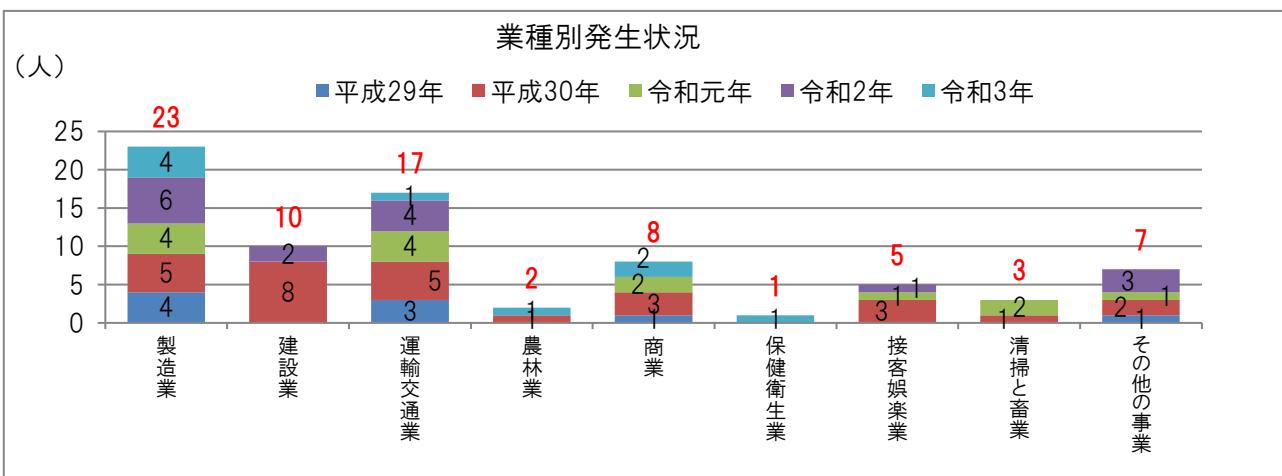
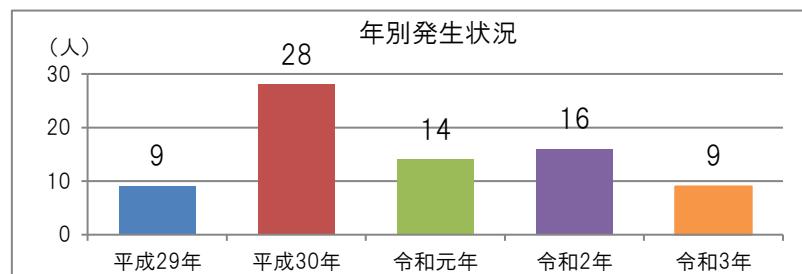
2 群馬県内における平成 29 年から令和 3 年までの熱中症による労働災害発生状況(詳細)

休業 4 日以上の熱中症による死傷者数は、製造業が最も多く、次いで運輸交通業となっています。

熱中症による死傷者は、5 月から 9 月に発生しており、特に**7 月、8 月で多く発生**しています（平成 29 年から令和 3 年の合計 76 件）。

熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度）、健康状態が影響します。

時間帯では**14 時台から 16 時台**で多く発生しています。



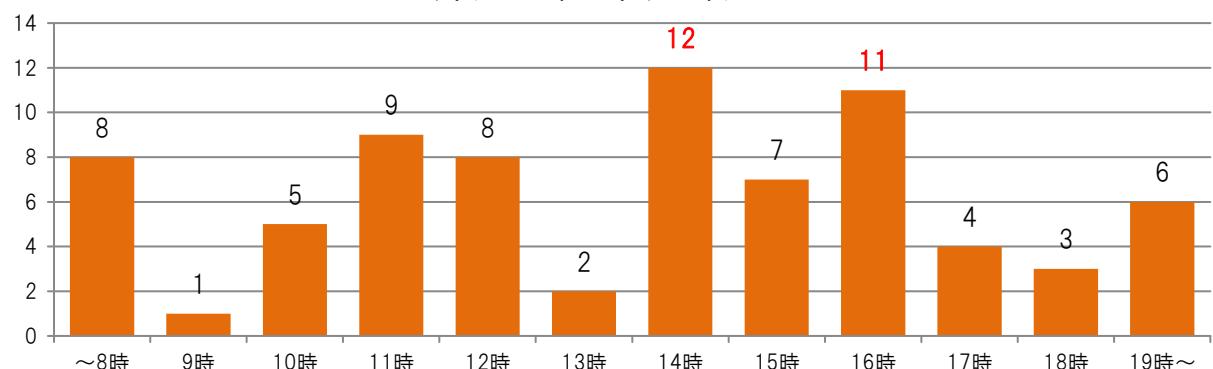
業種別、発生時期別発生状況

(平成29年から令和3年の合計)

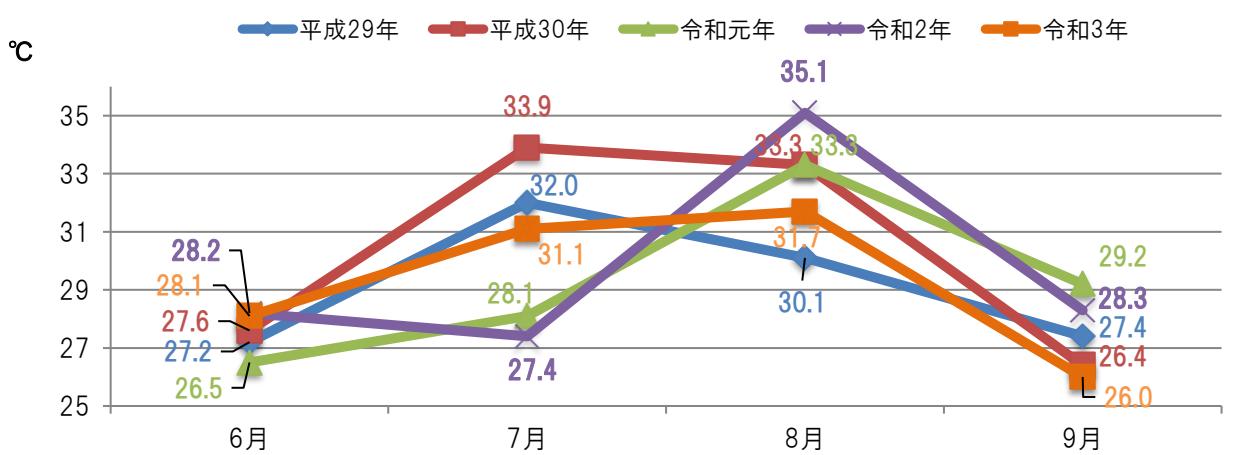
業種	5月	6月	7月	8月	9月	総計
製造業	1	1	8	12	1	23
建設業			5	5		10
運輸交通業		1	8	6	2	17
農林業			1	1		2
商業		1	2	5		8
保健衛生業		1				1
接客娯楽業			2	3		5
清掃と畜業		1		2		3
その他の事業			2	5		7
総計	1	5	28	39	3	76

人

熱中症発生の時間帯 (平成29年～令和3年)



前橋市における日最高気温の月平均値



「前橋 日最高気温の月平均値 (°C)」(気象庁)

(<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php> 「過去の気象データ検索」ページのデータをもとに群馬労働局作成)

年齢、経験期間別発生状況（平成 29 年～令和 3 年）

年代 経験期間別	~20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～	総計
	1年以内	3年以内	5年以内	10年以内	30年以内	30年超	
1年以内	10	5	6	8	1		30
3年以内	2	3	3	4		2	14
5年以内	3	1			3		7
10年以内	1	2	3	1			7
30年以内			2	7	4		13
30年超				2	1	2	5
総計	16	11	14	22	9	4	76

3 職場における熱中症予防のポイント

(1) WBGT 値（暑さ指数）の活用

- WBGT（湿球黒球温度）の値（WBGT 値（暑さ指数））を求めて（＊）、基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、身体作業強度の低い作業への変更、基準値より低い WBGT 値の作業場所への変更とともに、次の（2）以下の対策を徹底する。

※ WBGT 値算出方法

- 屋内の場合及び屋外で太陽照射のない場合

$$\text{WBGT 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

- 屋外で太陽照射のある場合

$$\text{WBGT 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

* 作業場所に、WBGT 指数計を設置する等により、WBGT 値を求めることが望ましいこと。

WBGT 指数計は、日本産業規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したものとすること

（日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、WBGT 値が正常に測定されない場合がある。）。

(2) 作業環境管理

- 作業場所の WBGT 値の低減、休憩場所の整備等を図る。

(3) 作業管理

- 連続作業時間の短縮や身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けるよう努める。
- 計画的に、暑熱順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を設ける。
- 水分・塩分の定期的な摂取の徹底を図るため、巡回などを行う。
- 透湿性及び通気性の良い服装を着用させる。

(4) 健康管理

- 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等に係る異常所見があると診断された労働者については、医師等の意見を勘案した作業の転換等の措置を講じる。
- 睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取等について健康管理を行う。
- 作業開始前、作業中の巡回による労働者の健康状態の確認を行う。

(5) 労働衛生教育

- 管理者、労働者に対し、熱中症の予防方法、緊急時の救急処置等についての教育を行う。

(6) 救急処置

- 緊急連絡網を作成し周知するとともに、熱中症を疑わせる症状が現われた場合は救急処置を施すとともに、必要に応じ医師の診察を受けさせる。

【参考】 日射がない室内を対象としたWBGT値の簡易的な推定
 (日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver. 3.1 より)

室内用のWBGT簡易推定図 Ver.3.1

室内用 Ver.3.1		相対湿度 [%]																
日本生気象学会		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
[C] 温 度	40	28	29	30	31	32	33	34	34	35	36	36	37	38	38	39	39	40
	39	27	28	29	30	31	32	33	33	34	35	35	36	37	37	38	38	39
	38	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	35	36	36	37	37	38
	37	26	27	28	29	29	30	31	32	32	33	34	34	35	35	35	36	37
	36	25	26	27	28	29	29	30	31	31	32	33	33	34	34	35	35	36
	35	24	25	26	27	28	28	29	30	30	31	32	32	33	33	34	34	35
	34	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31	31	32	32	33	34	34
	33	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30	30	31	31	32	33	33
	32	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29	29	30	31	31	32	32
	31	21	22	23	24	24	25	26	26	27	27	28	29	29	30	30	31	31
	30	21	21	22	23	23	24	24	25	25	26	26	27	28	28	29	30	30
	29	20	21	21	22	23	23	24	24	25	26	26	27	27	28	28	29	29
	28	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	25	26	26	27	27	28	28
	27	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	24	25	25	26	26	27	27
	26	18	18	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24	25	25	26	26
	25	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24	25	25
	24	16	17	17	18	18	19	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24
	23	15	16	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	22	22	23	23
	22	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	22	22
	21	14	14	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	19	20	20	21	21

【注意】この図は「日射のない室内専用」です。屋外では使用できません。また、室内でも日射や発熱体のある場合は使用できません。そのような環境では、黒球付きのWBGT測定器等を用いて評価して下さい。

WBGTによる
温度基準域

危険 31°C以上
厳重警戒 28°C以上31°C未満
警戒 25°C以上28°C未満
注意 25°C未満

日本生気象学会: 日常生活における熱中症予防指針 Ver.3.1, 2021

注 危険、厳重警戒等の分類は、日常生活の上の基準であって、労働の場における熱中症予防の基準には当てはまらないことに注意が必要であること。

添付資料

- 資料 1 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン（令和4年5月～9月）」
- 資料 2 「熱中症を防ごう！！」（群馬労働局）
- 資料 3 （参考） WBGT 指数計

4